資料３－５

論点整理については、本日の御意見を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

答申案審議に向けた論点整理

〔（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画に係る環境影響評価方法書〕

（株式会社ＪＥＲＡ）

赤：委員意見　青：市長意見　緑：複数者からの意見　黒：事務局意見

１　事業特性、地域特性

図書：方法書の関連ページ

（１）事業特性

2-1(3)
2-3(5)

ア　本計画は、袖ケ浦火力発電所に設置されている天然ガスを燃料とする火力発電設備４基（出力計３６０万ｋW）を段階的に廃止・撤去し、天然ガスを燃料とする最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による火力発電設備３基（出力計約２６１万ｋW）を新たに設置する計画である。

2-1(3)
2-12(14)

イ　最新鋭の低NO_X燃焼器及び排煙脱硝装置を導入することで大気汚染物質排出量を大幅に低減するとともに、温排水排出量を低減する計画である。

（２）地域特性

2-1(3)

ア　対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置している。

3.2-21(173)

イ　事業区域近傍には、事業の実施に当たって特段の配慮を必要とする住居、学校及び病院等が多数存在している。

図書に該当ページなし

ウ　事業区域及びその周辺には光化学スモッグ注意報が多く発令されている。

図書に該当ページなし

エ　事業区域周辺には複数の火力発電所が立地し、また隣接地に新たな火力発電所の立地が計画されていることから、大気環境、水環境及び動植物等への重畳的な影響が懸念される。

3.1-85(107)
3.1-92(114)

オ　事業区域周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（平成２８年４月環境省）に選定されており、中でも、小櫃川河口及びその前面に広がる盤州干潟は東京湾で最も広い自然干潟となっている。

２　事業計画

図書に該当ページなし

（１）施設の稼働に伴う排ガスについて、事業区域の周辺には発電所、石油化学工業等を中心とする固定発生源が集中していること及び窒素酸化物が光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、大気環境への影響を可能な限り回避又は低減する計画とすること。（木更津市、事務局）

2-1(3)
2-2(4)
2-20(22)

（２）二酸化炭素の排出削減対策について、利用可能な最良の発電技術を採用するとともに、水素の導入と段階的な転換、ＣＣＳ及びＣＣＵＳ等の活用等に係る検討を進めることとしているが、今後の脱炭素技術の進展状況や国の方策等を踏まえ、引き続き脱炭素化に向けた取組の検討を積極的に行うこと。加えて、準備書において「ＪＥＲＡゼロエミッション２０５０日本版ロードマップ」の詳細を示すとともに、袖ケ浦火力発電所における２０５０年ネット・ゼロの目標に向けた二酸化炭素排出削減のための取組及び行程を可能な限り具体的に記載すること。（委員、木更津市、袖ケ浦市、住民）

2-13(15)

（３）近年、東京湾において海水温の上昇が確認されていることを踏まえ、施設の稼働に伴う温排水による影響を可能な限り低減する計画とすること。（木更津市、市原市、袖ケ浦市）

2-13(15)

（４）復水器の冷却水系統への貝の付着を防止するため、必要に応じて次亜塩素酸ソーダを注入することが検討されているが、盤州干潟を含む周辺海域の生態系保全の観点から、次亜塩素酸ソーダを可能な限り使用しない方法とすること。（袖ケ浦市）

３　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

（１）全般的事項

図書に該当ページなし

ア　環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。（木更津市、袖ケ浦市、事務局）

2-16(18)

イ　大気質、騒音、振動等について、本計画における既設４号機の撤去並びに新１号機及び新２号機の基礎・建屋の建設期間は、隣接地に計画されている火力発電所の建設期間と重複する可能性があることから、施設の稼働だけでなく建設工事等の実施においても重畳的な影響を考慮し調査、予測及び評価を行うこと。

6-24(328)
～
6-26(330)

ウ　工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入による大気質、騒音、振動等について、交通量の変化を適切に見積もり予測及び評価を行うこと。（木更津市、市原市、袖ケ浦市）

（２）大気質

図書に該当ページなし

ア　光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の国における検討状況を踏まえ、必要に応じて環境影響評価を行うこと。（木更津市、事務局）

6-12(316)
6-13(317)
6-19(323)
6-20(324)

イ　工事用資材の搬出入による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。（袖ケ浦市、事務局）

（３）騒音、低周波音及び振動

6-6(310)
6-9(313)

建設機械及び施設の稼働による騒音及び振動について、火力発電所における環境影響評価の参考項目であるにもかかわらず、最寄りの民家等まで約１．５ｋｍ以上の距離があることや、類似の火力発電所において規制基準に適合する調査結果があることなどを理由に環境影響評価項目に選定していない。しかし、事業区域の隣接地には火力発電所の新設が計画されており、重畳的な影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定すること。

また、新設される隣接火力発電所では空気冷却による復水器冷却方式を採用予定であり、施設の稼働後に低周波音の発生が予測されていることから、施設の稼働による低周波音についても重畳的な影響を検討し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。（袖ケ浦市、事務局）

（４）水質

2-14(16)

ア　一般排水に係る処理後の水質及び負荷量について、新たに設置する排水処理装置等により「現状と同等」または「現状と同等以下」となることとされているが、当該処理装置の処理方式、設備構成、処理能力及び処理性能を明らかにすること等により現状と同等または同等以下となる根拠を示すこと。

2-14(16)
6-39(343)

イ　施設の稼働による水の汚れ及び富栄養化の調査地点について、事業区域から西側のＡ類型・Ⅲ類型の海域では１地点が設定されており、当該海域付近の調査地点は水温や海生動植物に比べて少ない。排出水による環境影響を総合的に評価する観点からは、水温等と同じ地点での調査が有効であることや現在の袖ケ浦火力発電所からの排出水の窒素含有量に関する汚濁負荷量は、水質汚濁防止法に基づく総量規制基準値の上限量であり、施設の稼働後も同等の負荷量となる可能性があることを踏まえ、事業区域の西側海域の調査地点について、必要に応じて水温の調査地点と同じ地点を追加すること等を検討すること。

6-32(336)
～
6-34(338)

ウ　施設の稼働による水の汚れ及び富栄養化並びに造成等の施工による水の濁りについて、予測地点を具体的に示すこと。

４　その他

図書に該当ページ無し

今後の手続きを進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーションを図ること。（木更津市、袖ケ浦市、事務局）